

## 5 地域水源林整備の支援

### 1 ねらい（5か年計画から転記）

地域における水源保全を図るため、市町村が主体的に取り組む水源林の確保・整備や、地域水源林エリアの林齢 36 年生以上の私有林人工林の間伐を推進することにより、県内水源保全地域全域で水源かん養など公益的機能の高い森林づくりを目指す。

### 2 目標（5か年計画から転記）

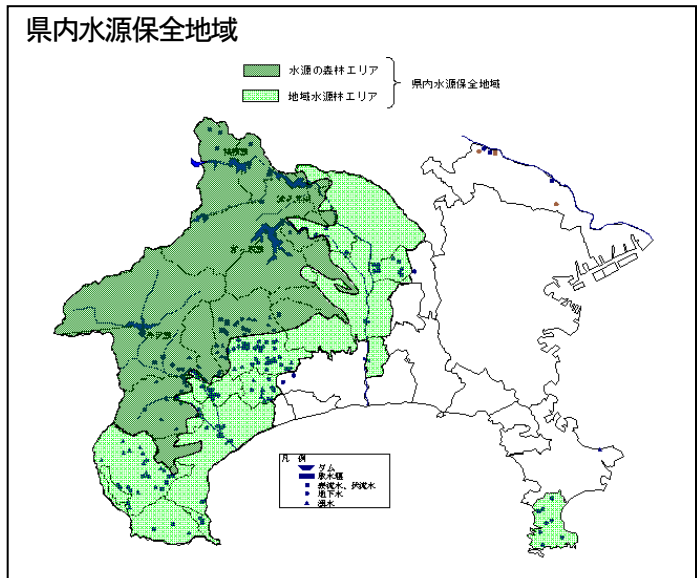
① 地域水源林エリア内において、荒廃が懸念される私有林 9,000haのうち水源の保全上重要な森林約 6,000ha

（第2期：約 3,075ha）  
※注

について、20 年間で公的支援を行うことを目標として、当初 5 年間で 1,263haを確保・整備する。

② 県内水源保全地域内の市町村有林等 2,761ha（地域水源林エリア内 1,215ha、水源の森林エリア内 1,546ha）のうち、水源の保全上重要な市町村有林等 2,356ha（第2期：約 1,070ha）について、20 年間で延べ 4,476ha を整備することを目標として、当初 5 年間で 942ha を整備する。

③ 林齢 36 年生以上の私有林人工林 3,673ha（第2期：約 2,000ha）について、概ね 15 年に一度間伐を実施することで、20 年間で延べ 4,755ha の間伐を目標として、当初 5 年間で 1,080ha の間伐を促進する。



### 3 事業内容（5か年計画から転記）

県内水源保全地域全域で水源かん養など公益的機能の高い森林づくりを目指すため、次の市町村の取組を支援する。

#### ① 市町村が計画的に実施する私有林の確保・整備（市町村）

地域水源林エリア内の私有林について、協力協約等による確保・整備を行う。

【確保】地域水源林エリア内の水源の保全上重要な私有林で、荒廃が懸念される森林のうち、1,263ha について確保する。

	5年間の目標(H19～23)
協力協約面積	1,263ha

【整備】確保した個人有林について、10 年間に一度整備する。

	5年間の目標(H19～23)
整備面積	1,263ha

#### ② 市町村有林等の整備（市町村）

地域水源林エリア内及び水源の森林エリア内の市町村有林等の整備を行う。

（整備事業は 10 年に一度実施）

	5年間の目標(H19～23)
整備面積	942ha

#### ③ 高齢級間伐の促進（県）

地域水源林エリアの 36 年生以上の私有林人工林 3,673ha について、概ね 15 年に一度の間伐を促進する。（※対象を 36 年生以上とするのは、35 年生以下は別の既存事業で対応可能であるため。）

	5年間の目標(H19～23)
整備面積	1,080ha

※平成 19 年度は 100ha、20 年度以降は年 245ha 実施。

4 事業費（5か年計画から転記）

当初5年間計 11億5,400万円（単年度平均額 2億3,100万円）

うち新規必要額 9億4,900万円（単年度平均額 1億9,000万円）

5 事業実施状況

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
私有林確保	269ha	229ha	175ha	224ha
私有林整備	221ha	257ha	248ha	258ha
市町村有林等整備	52ha	140ha	153ha	144ha
高齢級間伐	127ha	129ha	96ha	98ha
執行額	3億8,657万円	7億6,591万円	7億3,729万円	6億5,336万円

相模原市緑区青野原（市有林）



小田原市久野（塔の峰）（市有林）



箱根町畑引山（町有林）



中井町比奈窪（私有林）



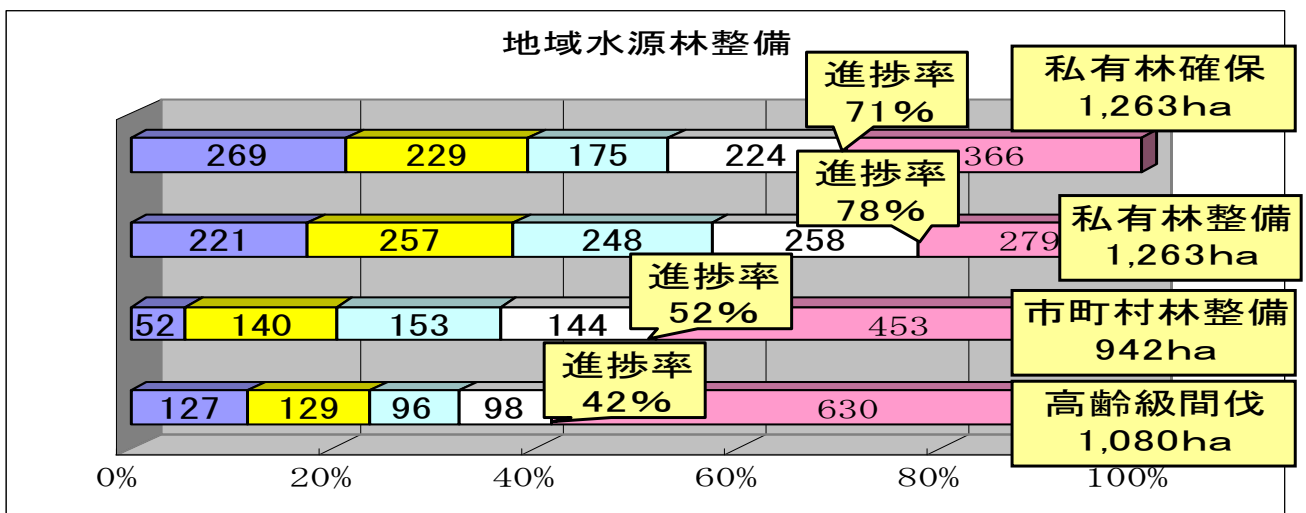


【事業実施箇所図】（平成19～22年度実績）



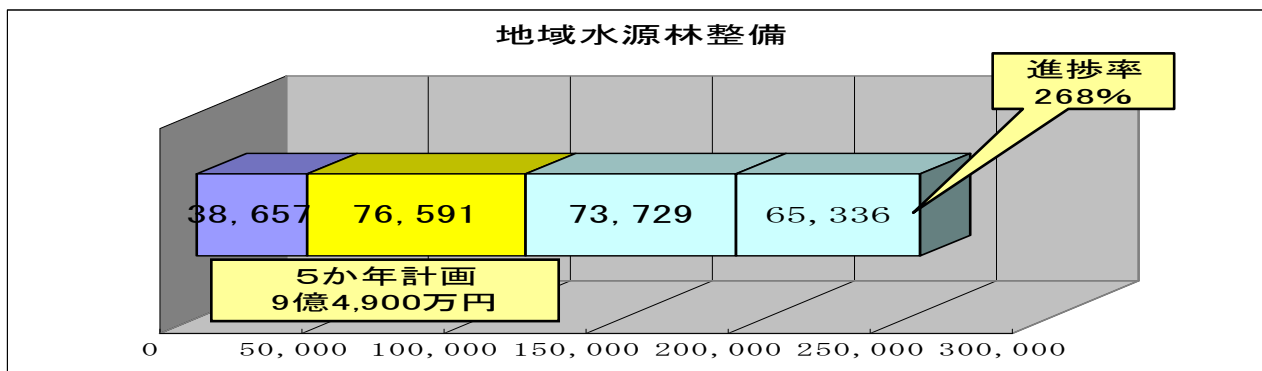
6 5か年計画進捗状況

区分	5か年計画の目標	H19実績	H20実績	H21実績	H22実績	H19～22累計 (進捗率)	H23計画
私有林確保	1,263ha	269ha	229ha	175ha	224ha	897ha (71%)	327ha
私有林整備	1,263ha	221ha	257ha	248ha	258ha	984ha (78%)	255ha
市町村有林等整備	942ha	52ha	140ha	153ha	144ha	489ha (52%)	139ha
高齢級間伐	1,080ha	127ha	129ha	96ha	98ha	450ha (42%)	97ha



## 7 予算執行状況 (単位：万円)

5か年計画 合計額	H19 執行額	H20 執行額	H21 執行額	H22 執行額	H19～22 累計 (進捗率)	H23 予算額
94,900	38,657	76,591	73,729	65,336	254,313 (268%)	87,546



### ※ 地域水源林整備の事業の進捗状況と予算執行状況の乖離

5か年計画では、地域水源林の整備手法として、森林所有者自らが整備し、その経費の一部を市町村が補助する手法を予定していたが、森林所有者に代わって市町村が森林整備をすべて行う整備手法（所有者負担なし）を選択する市町村が多かったため、当初計画額に比べ事業費が大幅に増えている。

## 8 事業進捗状況から見た評価

地域水源林整備の平成22年度事業実績（累計）の進捗率は、①私有林の確保は71%、②私有林の整備は78%、③市町村有林等の整備は52%であった。5年間の数値目標を設定している事業であるため、次の基準（左）により、達成状況は、①がBランク、②がBランク、③がCランクと評価される。

④高齢級間伐の平成22年度事業実績（累計）は450haであるが、年度ごとの数値目標を設定している事業であるため、4年間（平成19～22年度）の目標に対する実績の達成率は53%となり、次の基準（右）により、達成状況はDランクと評価される。

5年間(H19-23)の数値目標を設定している事業	
平成22年度の実績（累計）	ランク
目標の80%以上	A
目標の64%以上80%未満	B
目標の48%以上64%未満	C
目標の48%未満	D

年度ごとの目標を設定している事業	
平成22年度の実績（累計）	ランク
4年間の目標の100%以上	A
4年間の目標の80%以上100%未満	B
4年間の目標の60%以上80%未満	C
4年間の目標の60%未満	D

## 9 事業に係るモニタリング調査実施状況

この事業は、地域における水源保全を図るため、市町村が主体的に取り組む水源林の確保・整備等を推進することにより、県内水源保全地域全域で水源かん養など公益的機能の高い森林づくりを目指すものであり、量的には確保面積及び整備面積を指標とし、質的には「森林が適正に手入れされている状態」を指標とし、中期的に把握して、評価する。

質的指標の「森林が適正に手入れされている状態」の把握は、「1 水源の森林づくり事業の推進」のモニタリング調査により把握するため、この事業独自のモニタリング調査は実施しない。

なお、長期的な施策効果の把握については、「11 水環境モニタリング調査の実施」における「①森林のモニタリング調査」の対照流域法等による森林の水源かん養機能調査や人工林整備状況調査を行い、森林の水源かん養機能等を把握する。また、森林の公益的機能については、既に発表されている研究結果等も参考とする。

## 10 事業に係るモニタリング調査結果

「1 水源の森林づくり事業の推進」のモニタリング調査により把握し、事業独自のモニタリング調査

は実施しないため、「1 水源の森林づくり事業の推進」のモニタリング調査結果に基づく評価と同じ。

## 11 県民会議 事業モニター結果

○日程 平成22年10月19日(火)

○場所 清川村煤ヶ谷、相模原市緑区

○意見 (出典：ニューズレターしずくちゃん便り 第21号)

- ・地域水源林整備事業に取り組む市町村の意欲的な姿勢を今後も期待します。
- ・県は関係市町村に、この事業の趣旨を十分に理解してもらうよう指導願います。
- ・事業を始める前に、県は市町村の計画を把握し指導するよう願います。
- ・県は事業実施中も、その内容が事業の趣旨と合うか常に点検することが必要であると考えます。
- ・「第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」が始まる前に、地域水源林整備の基準を明確にすることが必要であると考えます。
- ・県は、事業施策の展開に、県民会議・県民の意見をより一層反映するよう願います。

## 12 県民フォーラムにおける県民意見

(「第9回～第12回県民フォーラム意見報告書」に記載。)

## 13 総括

地域の水源林を市町村が公的に管理、整備する仕組みを導入したことは評価できる。

5か年計画の目標事業量に対し、私有林確保において71%、私有林整備において78%、市町村林等整備において52%、高齢級間伐において53%の進捗率となっており、平成22年度までの4年間の事業量の目安である80%（高齢級間伐は77%）をいずれも下回っていることから、計画量の精査が必要である。

今後は、市町村がこの制度を活用し、地域特性に応じて、多様な手法で整備を促進することを期待するが、水源かん養機能の向上と地域特性に応じた整備手法について整理する必要がある。また、森林所有者が契約終了後も適正に維持管理することができる仕組みづくりが必要である。

市町村が選択する整備手法により当初計画額に比べ事業費が大幅に増加していることと、事業進捗（整備面積）の遅れが課題であり、今後は市町村の計画を踏まえながら、より適切な整備手法の再検討が必要である。また、一定の流域での森林管理の目標に沿って、他の森林整備やシカ管理と整合するように進めるべきである。

点検・評価については、水源環境林としての目標林型へ誘導する道筋を明らかにするとともに、目標林型に向けた計画的・段階的な整備が着実に実行できているか、また、整備面積の進捗管理だけでなく、生態系への配慮など整備内容に関する点検・評価のあり方について、早急に検討する必要がある。

### ○県民会議委員の個別意見

- ・水源林としての整備計画の立案、広葉樹林や溪畔林に対する考え方、事業の実施、具体的な森林施業の技術指針は、県が行う水源の森林づくり事業と同じレベルで進める必要がある。
- ・灌木やササ刈り払いは慎重に行う必要がある。広葉樹林や沢沿いの溪畔林の保全など水源保全・再生のための事業として、県が指針の基で指導を行う必要がある。
- ・間伐し太陽光が入れば、結果的に自然の雑木が生える。水源林も木材生産も物理的な過程は同じである。

P5-1 「2 目標（5か年計画から転記）」本文中の※注について

（全体目標面積（20年間）の第1期計画からの変更）

第1期計画については、県の計画策定後に各市町村の計画を策定したため、県計画と各市町村計画が必ずしも整合していない状況にあった。

第2期計画においては、地域水源林エリア内の水源の保全上重要な森林を市町村が自ら定め、将来の目指す姿や整備量などの目標を明らかにした「地域水源林全体整備構想」の策定作業を素案段階から進め、各市町村の積上げに基づき全体目標面積を修正した。

（項目）	（第1期計画）	（第2期計画）
○ 私有林の確保・整備	約6,000ha	約3,075ha
○ 市町村有林等の整備	約2,356ha	約1,070ha
○ 高齢級間伐	約3,673ha	約2,000ha